

令和7年度 町申告フローチャート

フローチャートを使って、町申告書の提出が必要か確認しましょう。
あくまで目安ですのでご不明な点は税務課住民税担当へご相談ください。

スタート

令和7年1月1日現在、
富士川町に住所がある

いいえ

令和7年1月1日現在の住所地の市区町村で申告
をしてください

はい

税務署へ所得税の確定申告を提出する

はい

町申告書の提出は **不要** です

いいえ

令和6年1月1日から12月31日までの収入状況が当てはまるものを選択してください

主に
給与収入の方
(パート・アルバイトを含む)

＜次のいずれかに該当する＞

- 勤務先で年末調整をしていない
- 給与の他に営業・農業・不動産などの所得がある
- 給与を2か所以上から受けている
- 医療費控除・寄附金控除など、年末調整に含めなかった各種控除を追加する
- 給与以外の所得が20万円を超える

給与収入について、勤務先が1か所のみで年末調整が
してあり、勤務先から町へ給与支払報告書が提出され
ている方（勤務先の担当者に確認してください）
※複数であっても年末調整で合算している場合は「はい」へ

いいえ

町県民税申告が
必要です
※所得税の納付・還
付の必要がある方は
「所得税の確定申
告」が必要です（確定
申告の必要があるか分
からない場合はご相談く
ださい）

はい

町県民税申告は
不要です
※給与以外の所得が
20万円を超えている
場合は「所得税の確定
申告」が必要です

主に
公的年金等の
収入のみの方

- 65歳以上の方（昭和35年1月1日以前生まれ）
…年金収入合計金額が148万円を超える
- 65歳未満の方（昭和35年1月2日以後生まれ）
…年金収入合計金額が98万円を超える

上記に該当し、年金の源泉徴収票に記載されたもの以外
の控除（生命保険料控除、地震保険控除、医療費控
除・寄附金控除・配偶者控除・扶養控除など）を追加
しますか？

※年金収入が400万円を超える場合は、所得税の確
定申告が必要です

※公的年金以外の収入がある場合（個人年金など）は、
町県民税申告が必要であるため「はい」へ

いいえ

町県民税申告は
不要です
※年金以外の所得が
20万円を超えている
場合は「所得税の確定
申告」が必要です

はい

町県民税申告が
必要です
※所得税の納付・還付の必要
がある方は「所得税の確定申
告」が必要です
※申告がない場合、国民健康
保険税などの算定や軽減判
定、各種手当の支給や各種行
政サービスなどに影響がで
る場合があります

営業・農業・不動産所得、雑所得、一時所得などの
収入があった方

- 収入がなかった方、扶養されていた方
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険などに加入している方
- 児童手当など各種手当を受給している方
- 遺族年金・障害年金・失業給付金などの非課税所得のみの方 など